

地域公共交通確保維持改善事業費補助金実施要領の一部改正（R5一次補正②（共創・MaaS実証プロジェクト））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則（令和5年9月6日 国総地第75号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度当初予算から施行する。</p> <p><u>附 則</u>（令和6年3月18日 国総地第134号）</p> <p><u>1. 施行期日</u> この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p><u>2. 共創・MaaS実証プロジェクト</u></p> <p>（1）交付決定の変更の軽微な変更 交付要綱附則（令和5年3月28日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。 ・補助対象経費の区分、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。 ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、「事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等」、「地域における交通の維持・活性化を図る事業実施にあたり必要とな</p>	<p>附 則（令和5年9月6日 国総地第75号）</p> <p>1. 施行期日 この要領の改正は、令和5年度当初予算から施行する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について（R5一次補正③（危険なバス停対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後（案）	改 正 前
<p>附 則（令和6年3月18日 国総地第134号）</p> <p>2. 共創・MaaS実証プロジェクト</p> <p>（略）</p> <p><u>附 則</u>（令和6年3月21日 国総地第139号、国自旅第357号）</p> <p><u>1.</u> 施行期日</p> <p>この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p><u>2.</u> 危険なバス停対策事業</p> <p>（1）交付決定の変更の軽微な変更</p> <p>交付要綱附則（令和6年3月21日）第8条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施のため	<p>附 則（令和6年3月18日 国総地第134号）</p> <p>2. 共創・MaaS実証プロジェクト</p> <p>（略）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p>（新規）</p>

の安全対策費用に要する経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。

るシステム構築、車両購入・改造に要する経費」、「実証事業に要する経費」、「モビリティ人材育成に関する取組実施経費」、「労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費（公租公課等）」、「補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費」の各費目・経費内における流用をしようとするとき。

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について
(R5一次補正③(交通DX・GXによる経営改善支援事業等、自動運転社会実装推進事業))

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
附 則(令和6年3月21日 国総地第139号、国自旅第357号)	附 則(令和6年3月21日 国総地第139号、国自旅第357号)
2. 危険なバス停対策事業 (略)	2. 危険なバス停対策事業 (略)
<u>附 則(令和6年3月21日 国総地第142号、国鉄事第804号、国自旅第363号、国自技環第208号、国海内第179号、国空事第1135号)</u>	(新規)
<u>1. 施行期日</u> この要領の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。	(新規)
<u>2. 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画</u> (1) 交付要綱附則(令和6年3月18日)第4条の別に定める事項は、以下の通りとする。 ①公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組	(新規)

- ・ A I ・ I C T 等を活用したデジタル技術の活用に関する事項
- ・ 地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に関する事項
- ・ 最新技術を活用した地域の公共交通事業者等におけるグリーン化の取組に関する事項
- ・ デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に関する事項
- ・ その他公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に関する事項

②事業の経営改善に資する新たな取組

- ・ 観光需要の積極的な取り込みに関する事項
- ・ 路線やダイヤの見直し等利用者利便の増進に関する事項
- ・ 貨客混載に関する事項
- ・ その他の経営改善に資する事項

③地方公共団体との連携に関する取組

- ・ 活性化法に基づく地域公共交通計画（今後策定するものを含む。）における位置づけに関する事項
- ・ 事業の継続に係る地方自治体からの支援に関する事項
- ・ 地域と連携した公共交通の利用促進に関する事項
- ・ その他地方自治体との連携に関する事項

④その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組

(2) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和6年3月18日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載され「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等に要する経費等に要する費用の各費用・経費内における流用をしようとするとき。

3. 自動運転社会実装推進事業

(1) 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和4年2月15日）第7条（交付要綱附則（令和6年3月21日付国総地第141号他）第24条において準用）に定める軽微な変更は、なお従前の通りとする。

(新規)